**記　入　要　領**

公立施設（公設民営含む。）と民間施設に分けて、施設種別毎に記入すること。

（１）「施設名（Ａ）」欄

施設の名称を記入すること。

（２）「棟の名称（Ｂ）」欄、「建築年度」欄

棟ごとの名称及び建築年度を記入すること。

名称が無い場合も「Ａ棟」、「Ｂ棟」などと記入し、明確に分けること。

※ 「棟の名称」の記入がないと、棟数が正確に表示されません。

（３）「昭和５７年以降に建築された棟数（Ｃ）」欄

昭和５７年以降である建物の場合は「○」を記入すること。

（４）「昭和５６年以前に建築された棟数（Ｄ）」欄

昭和５６年以前の建物である場合は「○」を記入すること。

※ 自動入力セル（(Ｅ)か(Ｌ)に「○」が入れば(Ｄ)欄に自動的に「○」が入ります。）

（５）「耐震診断実施済（Ｅ）」欄

上記「（４）」のうち、耐震診断を行った建物である場合は「○」を記入すること。

※ 自動入力セル（(Ｆ)か(Ｇ)に「○」が入れば(Ｅ)欄に自動的に「○」が入ります。）

（６）「Ｉｓ値」欄、「Ｉｗ値」欄

上記「（５）」に「○」を記入した場合にあっては、その建物の「Is 値」若しくは「Ｉｗ値」を記入すること。耐震診断を実施したが「Is 値」等が算出されていない場合は、「－」を記入すること。

（７）「改修不要（Ｆ）」欄

上記「（５）」のうち、耐震改修が不要と診断された建物である場合は「○」を記入すること。

（８）「要改修（Ｇ）」欄

上記「（５）」のうち、耐震改修が必要と診断された建物である場合は次によりＨ～Ｋ欄を記入すること。

※ 自動入力セル（(Ｈ)～(Ｋ)に「○」が入れば(Ｇ)欄に自動的に「○」が入ります。)

1. 「改修済み（Ｈ）」欄

耐震改修が終了している場合は「○」を記入すること。

1. 「改修中（Ｉ）」欄

現在耐震改修中である場合は「○」を記入すること。

1. 「令和３年４月～令和４年３月改修予定（Ｊ）」欄

上記期間に耐震改修を終了（実施）する予定である場合は「○」を記入すること。

1. 「時期未定（Ｋ）」欄

令和４年３月までに耐震改修を終了（実施）する予定のない場合は「○」を記入すること。④に「○」を記入した場合、以下(１１)を参照し該当する理由を１つ選び「ア～キ」のいずれかを(Ｔ)欄に記入すること。

（９）「耐震診断未実施（Ｌ）」欄

上記「（４）」のうち、耐震診断を実施していない建物である場合は次によりＭ～Ｒ欄を記入すること。

※ 自動入力セル（(Ｍ)～(Ｒ)に「○」が入れば(Ｌ)欄に自動的に「○」が入ります。）

1. 「改修済み（Ｍ）欄」

耐震改修が終了している場合は「○」を記入すること。

1. 「改修中（Ｎ）」欄

現在耐震改修中である場合は「○」を記入すること。

1. 「令和３年４月～令和４年３月改修予定（Ｏ）」欄

上記期間に耐震改修を終了（実施）する予定である場合は「○」を記入すること。

1. 「令和３年４月以降診断予定（Ｐ）」欄

今後、耐震診断を予定している場合は「○」を記入すること。

1. 「令和３年４月以降廃止予定（Ｑ）」欄

今後、廃止する予定の場合（場所を移転する場合も含む。）は「○」を記入すること。

1. 「左記以外（Ｒ）」欄

上記、「①」～「⑤」に該当しない場合は「○」を記入すること。

⑥に「○」を記入した場合、以下(１１)を参照し該当する理由を１つ選び「ア～キ」のいずれかを(Ｔ)欄に記入すること。

（10）「令和２年４月以降に事業を開始した施設の棟数（Ｓ）」欄

前回調査基準日以降に事業を開始した施設の建物である場合は、建物の建築年度や耐震診断の実施の有無に関わらず「○」を記入すること。

（11）「昭和５６年以前の建物で耐震診断、耐震工事の予定がない場合の理由（Ｔ）」欄

上記「（８）④」欄若しくは「（９）⑥」欄に「○」を記入した場合、次の中から該当する理由を１つ選び「ア～キ」のいずれかを記入すること。

ア 地方自治体において、耐震工事の経費の確保が困難

イ 法人において、耐震工事の経費の確保が困難

ウ 改築のための土地の確保が困難（仮設施設を建てる場所又は移転先がない）

エ 関係者間の調整が困難（マンションの１階部分である、他の事業者の運営する施設との合築であるなど）

オ 令和４年度以降改修予定

カ 施設が休止中若しくは現在、使用されていない

キ その他（自由に記載）

注１）「合計表」は、計算式が設定されているため、入力は不要ですが、提出の際はエラーがないか、入念にご確認願います。

注２）提出の際には、公表後の対応などを考慮し必ず自治体内でのとりまとめ担当にも情報共有いただきますようお願い申し上げます。

注３）作業シートの施設ごとに「確認用」という欄を設けております。こちらの数値が一段上の合計と一致しているか確認をお願いいたします。一致していない場合、入力に誤りがあります。

（別添）

**調 査 対 象 施 設 一 覧**

１ 社会・援護局関係施設

（１）救護施設

（２）更生施設

（３）授産施設（生活保護法に基づく授産施設）

（４）宿所提供施設（生活保護法に基づく宿所提供施設）

（５）社会事業授産施設（（３）に該当するものを除く）

（６）隣保館

（７）生活館

（８）生活困窮者・ホームレス自立支援センター

（９）へき地保健福祉館

（10）地域福祉センター

２ 障害保健福祉部関係施設

（１）障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）

（２）障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）

（３）障害者支援施設（（２）以外）

（４）療養介護事業所

（５）共同生活援助（自己所有物件）

（６）共同生活援助（賃貸物件）

（７）補装具製作施設

（８）盲導犬訓練施設

（９）点字図書館

（10）聴覚障害者情報提供施設

（11）障害児入所施設

（12）児童発達支援センター

（13）児童発達支援事業所

（14）放課後等デイサービス事業所

（15）福祉ホーム

（16）地域活動支援センター

（17）盲人ホーム

（18）心身障害児総合通園センター

（19）市町村障害者生活支援センター

３ 子ども家庭局関係施設

（１）乳児院

（２）母子生活支援施設

（３）児童養護施設

（４）児童相談所

（５）児童相談所一時保護施設

（６）第１種助産施設

（７）第２種助産施設

（８）保育所（保育所型認定こども園も含む）

（９）幼保連携型認定こども園

（10）児童心理治療施設

（11）児童自立支援施設

（12）児童家庭支援センター

（13）婦人相談所

（14）婦人相談所一時保護施設

（15）婦人保護施設

（16）児童厚生施設（児童遊園を除く）

（17）母子・父子福祉センター

（18）母子・父子休養ホーム

（19）母子健康包括支援センター

（20）職員養成施設

（21）小規模保育事業所

（22）特例保育施設

（23）児童自立生活援助事業所

（24）小規模住居型児童養育事業所

（25）子育て支援のための拠点施設

（26）放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

（27）認可外保育施設（但し、児童福祉法第５９条の２第１項により届け出のあった施設に限る）

４ 老健局関係施設

（１）養護老人ホーム※(２)を除く。

（２）小規模養護老人ホーム（定員29 人以下）

（３）特別養護老人ホーム ※併設されるショートステイの居室を含む。(４)を除く。

（４）小規模特別養護老人ホーム（定員29 人以下）※併設されるショートステイの居室を含む。

（５）軽費老人ホーム（Ａ型・Ｂ型）

（６）軽費老人ホーム（ケアハウス）※(７)及び（８）を除く。

（７）都市型軽費老人ホーム

（８）小規模ケアハウス（定員29 人以下）

（９）老人デイサービスセンター

（10）老人短期入所施設 ※他の項目に記載するものを除く。

（11）介護老人保健施設

（12）小規模介護老人保健施設（定員29 人以下）

（13）小規模多機能型居宅介護事業所

（14）認知症高齢者グループホーム

（15）認知症対応型デイサービス

（16）介護予防拠点

（17）地域包括支援センター

（18）夜間対応型訪問介護事業所

（19）生活支援ハウス

（20）老人福祉センター

（21）在宅複合型施設

（22）老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

(23) 有料老人ホーム ※(24)及び(25)を除く。

（24）小規模介護付きホーム(定員29 人以下であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの)

（25）サービス付き高齢者向け住宅 (高齢者の居住の安全確保に関する法律第５条の規定により登録されている賃貸住宅)

（26）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（27）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（28）介護医療院 ※(29)を除く。

（29）小規模介護医療院（定員29 人以下）

**社会福祉施設等耐震化調査に関するQ&A**

|  |
| --- |
| 問　調査対象施設の「２階建て以上又は延べ床面積２００㎡を超える施設（棟）」　とは、当該施設部分のみを考えるのではなく、建物全体で２階建て以上又は延べ床面積が２００㎡を超えるかどうかで考えるのか。 |

（答）

お見込のとおり。

例えば、建物の一部（１階部分で１００㎡ほど）を使用している場合でも、当該建物全体として２階建て以上又は延べ床面積２００㎡以上であれば、今回の調査対象となる。

また、複数の施設種別が合築されている場合でも同様に考え、それぞれの施設種別ごとに計上する。

|  |
| --- |
| 問　耐震改修促進法における耐震診断の義務対象とは基準が異なると思われるが、  ２００㎡の根拠は何か。  （耐震改修促進法では数千㎡を超える建築物が対象のように見える。） |

（答）

厚生労働省が当該調査を実施するよりも先に、文部科学省が公立小学校の耐震化調査を実施していた。

厚生労働省が社会福祉施設等の調査をするに当たり、前例として文部科学省の調査対象範囲を引用することとした。

当該法律を採用すると、対象となる社会福祉施設等の数が限られてしまうので、対象範囲が狭くならないように、文部科学省の調査と同様の２００㎡とした。

|  |
| --- |
| 問　Is値,Iw値が各階層で異なる場合はどのような回答をすべきか。 |

（答）

各階層の中で１番大きな値を採用すること。

|  |
| --- |
| 問 （事業者の協力を得られない等の理由から）建築年度がどうしても分からないときはどうすべきか。 |

（答）

「昭和５６年以前に建築した建物」に「○」をつけ、耐震化調査を実施すること。